

# 富士市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡福祉大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

## （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して連携し、協力するものとする。

- （1）知的資源、人的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- （2）まちづくりに資する調査研究に関すること。
- （3）福祉・保健の充実に関すること。
- （4）子育て支援に関すること。
- （5）健康づくりに関すること。
- （6）教育、人材育成に関すること。
- （7）その他前条の目的を達成するため、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

## （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとし、具体的な連携内容については、甲乙間にて別途定めるものとする。

## （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年2月14日

（甲）静岡県富士市永田町1丁目100番地

（乙）静岡県焼津市本中根549番1

富士市長

静岡福祉大学 学長

小長井 義正

増田 拓郎